

厚岸町条例第16号

厚岸町都市計画税条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和3年3月31日

厚岸町長 若狭 靖

厚岸町都市計画税条例の一部を改正する条例

厚岸町都市計画税条例（昭和42年厚岸町条例第12号）の一部を次のように改正する。

附則第2項（見出しを含む。）中「附則第15条第38項」を「附則第15条第34項」に改める。

附則第4項（見出しを含む。）中「附則第15条第47項」を「附則第15条第42項」に改める。

附則第5項の見出し中「平成30年度から令和2年度まで」を「令和3年度から令和5年度まで」に改め、同項中「平成30年度から令和2年度まで」を「令和3年度から令和5年度まで」に改め、「加算した額」の次に「（令和3年度分の都市計画税にあっては、前年度分の都市計画税の課税標準額）」を加える。

附則第6項及び第7項中「平成30年度から令和2年度までの各年度分」を「令和4年度分及び令和5年度分」に改める。

附則第8項及び第9項中「平成30年度から令和2年度まで」を「令和3年度から令和5年度まで」に改める。

附則第10項の見出し中「平成30年度から令和2年度まで」を「令和3年度から令和5年度まで」に改め、同項中「平成30年度から令和2年度まで」を「令和3年度から

令和5年度まで」に改め、「定める率を乗じて得た額」の次に「。以下この項において同じ。」を、「負担調整率を乗じて得た額」の次に「（令和3年度分の都市計画税にあっては、前年度分の都市計画税の課税標準額）」を加える。

附則第14項中「第13項、第18項、第20項から第22項まで、第24項、第25項、第29項、第33項、第37項、第38項、第44項若しくは第47項」を「第10項、第15項、第17項から第19項まで、第21項、第22項、第26項、第29項、第33項、第34項、第39項若しくは第42項」に改める。

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、令和3年4月1日から施行する。

（経過措置）

- 2 この条例による改正後の厚岸町都市計画税条例の規定は、令和3年度以後の年度分の都市計画税について適用し、令和2年度分までの都市計画税については、なお従前の例による。